

八幡浜市地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）  
高齢者虐待防止のための指針

令和6年3月策定

## 1 基本的な考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務に当たることとする。

また、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある利用者について、適切な対応を確保することで、利用者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。

## 2 虐待の定義

### （1）身体的虐待

暴力的行為等で高齢者の身体に外傷や痛みを与える又はおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### （2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。また、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### （3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

### （5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3 高齢者虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

本事業所は、虐待防止及び早期発見に組織的に取り組み、虐待が発生した場合は再発を確実に防止することを目的に高齢者虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1）委員会の委員長は管理者が勤める。

（2）委員会の委員は、管理者、各係長、それ以外の社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員とする。

（3）委員会は、委員長の招集により年2回以上開催する。

（4）虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

（5）委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
  - ③職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
  - ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
  - ⑤利用者に対する虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
  - ⑥利用者に対する虐待が発生した場合の、虐待の原因分析と再発予防策に関すること。
- (6) 虐待防止担当者の選任  
虐待防止の担当者（以下「担当者」という。）は、社会福祉士とする。なお、担当者は委員会の運営責任者を兼ねる。

#### 4 職員研修について

- (1) 事業所は、職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身に付け、利用者の権利擁護に対する認識を深めることができるよう職員研修を次のとおり開催する。
- ①新規採用時：1回（虐待防止に関する基礎的な内容、事業所の体制についてなど）
  - ②継続研修：年1回以上
- (2) 職員研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に変えることができることとする。その場合、事業所は、職員を積極的に参加させるように努めることとする。
- (3) 実施した研修については、実施内容（研修資料）及び出席者を記録し、保管する。

#### 5 利用者に対する虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

事業所は、虐待の発生を把握した場合に、次のとおり対応する。

- (1) 利用者、その家族、職員等から虐待の相談又は報告を受けた時は、本指針に基づき適切に対応する。
- (2) 虐待が発生した場合（疑いを含む。）には、速やかに市に対し通報し、市の行う事実確認に協力する。
- (3) 職員による虐待が判明した場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (4) 職員による虐待の事実が確認された場合は、委員会を開催し、再発防止策の検討又はその効果の評価を行い、虐待の原因の除去と再発防止に努めることとする。

#### 6 虐待に関する相談・報告体制について

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 担当者は、受付記録（総合相談受付票を活用。）を作成し、管理者へ報告する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 管理者は、担当者からの報告等により虐待の事実（疑いを含む。）を把握した場合は、速やかに市へ通報し、市の行う事実確認に協力する。
- (4) 管理者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (5) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

#### 7 成年後見制度等の利用支援について

事業所は、利用者またはその家族に対して、成年後見制度等について説明し、必要に応じて八幡浜市権利擁護センターや八幡浜市地域包括支援センター等の相談窓口に適切につながるよう支援に努める。

#### 8 苦情解決方法について

事業所は、苦情受付担当者を置き、苦情解決に向けて対応する。虐待に関する苦情相談があった場合や苦情内容から虐待が疑われる場合においては、担当者と連携できるよう次のとおり対応する。

- (1) 苦情受付担当者は、虐待に関する苦情相談があった場合は、相談を受け付け、管理者に報告する。
- (2) 苦情受付担当者は、管理者に報告後、担当者と情報を共有する。その後の対応については担当者が行う。
- (3) 管理者及び苦情受付担当者は、相談者に不利益が生じないように相談者の個人情報の取り扱いに細心の注意を払う。

#### 9 利用者に対する指針の閲覧について

事業所は、本指針をいつでも閲覧できるように文書の掲示を行う。また、市ホームページに掲載し、いつでも閲覧が可能な状態とする。

#### 10 その他虐待防止の推進について

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

#### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。